

新西部工場(仮称)事業者選定委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 新西部工場(仮称)整備事業の実施及び事業者の選定にあたり、事業者公募における公募要項や提案された内容について、専門的かつ客観的な視点から広く意見を聴くため、新西部工場(仮称)事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 委員会では、次の事項について、委員から意見を聴取する。

- (1) 事業者公募要項及び事業者選定基準に関すること
- (2) 事業提案書の審査に関すること
- (3) その他事業の実施に関し必要な事項に関すること

(委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、落札者を決定した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行を行う。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 局長は、委員の意見聴取を行うため、委員会を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(除斥)

第8条 委員は、次の利害関係を有するときは、第2条の事項について審議に加わる
ことができない。

- (1) 委員が、直近5年に公募に参加する企業に所属している場合
- (2) 委員の父母、祖父母、配偶者、子、兄弟姉妹、同居人が、公募に参加する企業
の役員である場合
- (3) 委員が、直近5年に公募に参加する企業から寄附を受け、又は共同研究をして
いる場合
- (4) 前各号に掲げる利害関係に類するものとして、福岡市が認める場合

(会議の公開、非公開)

第9条 委員会は、福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定に基づき非公開とす
る。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、環境局施設部西部工場再整備課に設置する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、局長が
定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。